



守山市 記者提供 資料

令和 6 年 8 月 27 日

担当部署	都市経済部 商工観光課/農政課
担当者	寺本、藤井/木下
電話	077-582-1131/077-582-1130
FAX	077-582-6947

守山市初「地域おこし協力隊」の活用および募集開始について

近年、多様化している地域課題の解決や地域力の更なる向上・強化等を目的として、本市としては初めて「地域おこし協力隊」※制度を活用し、地域外人材を 2 名任用します。滋賀県内の地域おこし協力隊をサポートするために、令和 6 年 2 月に設立された「一般社団法人しがごとまるごとネットワーク」に支援業務を委託し、募集から隊員定着に向けた採用後の伴走支援まで一貫したプロジェクトとして実施することで隊員の定着を図ります。

※「地域おこし協力隊」

都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR 等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組で、総務省が所管しています。滋賀県内でもこれまで多くの隊員が活躍されており、その OB/OG らが自らの経験を生かして、地域の様々な可能性を見出すためのサポート業務を行うべく「一般社団法人しがごとまるごとネットワーク」を設立されています。

1 事業概要

- (1) 事業名 守山市地域おこし協力隊
- (2) 募集人数 まちづくり分野 1 名
農業分野 1 名
- (3) 募集期間 令和 6 年 9 月 2 日（月）から令和 6 年 10 月 18 日（金）まで
- (4) 採用予定日 令和 6 年 12 月 1 日（日）
※選考状況により変動します。

(5) 募集内容

・まちづくり分野

中心市街地エリアを中心に、地域の活性化や地域課題の解決を目的とした施策の企画・立案およびプロジェクトのマネジメント等を担っていただく方を募集します。

・農業分野

モリヤマメロンなどの栽培技術の習得、本市農産物および移住就農に関する PR 活動。将来、モリヤマメロンの担い手となっていただく方を募集します。

2 導入のポイント

- ・採用前に2泊3日の「おためし地域おこし協力隊」事業を実施することで、募集人材とのミスマッチを防ぎます。
- ・一般社団法人しがごとまるごとネットワークに支援業務を委託することで、地域おこし協力隊全国ネットワークや滋賀県および県内協力隊との連携を図ります。
- ・まちづくりの中心的役割を担う人材を募集するため、高度専門人材として制度上、最大限の報酬※により隊員を募集します。（※まちづくり分野）

※高度専門人材の採用にあたっては、活動費（上限 200 万円）・報酬費等（上限 320 万円）の経費のうち、活動費から報酬費へ 50 万円の上乗せが可能とされていましたが、今年度の制度改正に伴い、上乗せ額が 50 万円から 100 万へ増額となりました。本市においては、地域の中心的役割を担う人材の確保を目的として、活動費から報酬費へ限度額となる 100 万円を上乗せし、隊員の募集を実施します。これは、全国的にみてもトップレベルの報酬となっています。

3 そのほか

- ・プレ告知として、市 SNS 等にて 8 月 16 日（金）より広報を開始しています。



4 お問い合わせ先

まちづくり分野

守山市都市経済部 商工観光課 寺本

電話：077-582-1131 メール：shokokanko@city.moriyama.lg.jp

【受入先】

(株)みらいもりやま 21 石上

電話：077-514-8321 メール：ryo@moriyama21.jp

農業分野

守山市都市経済部 農政課 木下

電話：077-582-1130 メール：nosei@city.moriyama.lg.jp

守山市地域おこし協力隊（まちづくりコーディネーター）募集要項

守山市では、地方創生総合戦略の柱に「起業家の集まるまち守山」を掲げ、市内外で活躍する起業家や企業らとの交流機会の創出等を行い、本市を舞台とする社会課題の解決、また本市の地域課題の解決につなげるべく、本市への関係人口の増加と起業家やスタートアップ企業を支援する持続可能な環境整備およびサポート体制の構築を進めてきました。

昨今、企業誘致や新規起業による地域の活性化が進む一方で、地域課題が多様化・複雑化し、民主導および官民連携による地域の持続可能なまちづくりの推進に向け、行政のみならず地域や市民を巻き込んだ取組を、地域へ根付かせ、定着させていく必要があることから、市内まちづくり会社の一員として、地域の活性化および地域産業の振興等を図る地域おこし協力隊を募集します。

本募集要項のほか、隊員の要件などの詳細は、「守山市地域おこし協力隊設置要綱（令和6年8月23日付け守山市告示第291号）」、総務省が定める地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）ご参照ください。

1 本市の概要

守山市は、琵琶湖の南東部に位置する良好な自然環境にめぐまれた田園都市で、古くから中山道の宿場町である守山宿として栄えました。JRで京都駅へ25分、大阪駅へ55分という利便性の高さから京都・大阪のベッドタウンとして発展し、住みよさランキング近畿編（※1）では、第6位になるなど、住みやすいまちとして多くの方から支持されており、全国でも数少ない人口増加自治体となっています。また、山がなく高低差の少ない地形から自転車を軸とする観光振興を始めとした湖岸エリアの活性化や優良企業の進出に伴う守山駅前を中心とする中心市街地のにぎわいづくりが進められています。

※1 出典：都市データパック 2024（東洋経済新報社）

2 募集人員

地域おこし協力隊（まちづくりコーディネーター） 1名

3 応募条件

応募資格	・ 3大都市圏内の地域（条件不利地域を除く）または3大都市圏外の地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の地域（条件不利地域を除く）に現に住所を有する方 ・ 採用後、生活の拠点を守山市に移すとともに守山市に住民票を異動することができる方 ・ 任期满后も守山市に定住し、就業や起業する意思のある方 ・ 地域活動に意欲を持って積極的かつ誠実に活動できる方 ・ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方 ・ 普通自動車運転免許を取得している方（採用の日までに取得見込みを含む） ・ 基本的なパソコン操作（Word、Excel、PowerPoint など）ができる方
------	---

求める人物像	・人口の増加に伴い、複雑化する本市の課題解決に向けて、まちづくりの観点から自ら企画・立案し、プロジェクトの実施やマネジメント能力を発揮することができる方 ・地域に対する誇りや愛着を持ち、行政や市内事業者、市民と信頼関係を築きながら、協働し合意形成を行うための折衝力・調整力をお持ちの方 ・不確実な状況においても、課題解決に向けて向上心を持ち、自らの利益だけでなく、持続可能性を基本とした地域全体の利益をビジョンやミッションとして示すことができる起業家的な意識をお持ちの方 ・まちづくりを担う中心的人材としての社会的使命感や倫理観、責任感を持ち、コンプライアンスを遵守し適切な事業運営・管理ができる方 ・自ら地域に深く入り込み、その中で様々な課題を発見し、その解決のために施策を考え実行できる方 ・好奇心をもって、変化する環境や地域課題に柔軟に対応し、自らの能力を最大限発揮して、成果に結びつけることができる方 ・総務省地域おこし協力隊推進要綱の高度専門人材※に該当する方
---------------	---

※地域活動を遂行するにあたって、特に専門性の高いスキルや豊富な社会経験を積んだ人材。(まちづくりに関する事業の経験の有無、マネジメント経験の有無等)ただし、高度専門人材に該当するか否かについては、応募書類および選考過程により総合的に判断し、決定します。

4 主な活動内容

- (1) 官民投資が活発化する中心市街地エリアを中心とした地域内の情報収集
- (2) 本市域内の空き家・空きテナントを活用したにぎわい創出
- (3) 起業家や企業との連携による地域経済の活性化推進に向けたプロジェクトの展開
- (4) 地域の活性化や地域課題の解決を目的とした施策の企画・立案
- (5) 市内外人材との本市への関係人口増加に向けた取組の推進
- (6) まちづくりに関連する地域活動全般

※その他具体的な活動内容等については、本人および受入事業者の意向も踏まえて、採用後に改めて市と協議のうえ、決定します。

5 任期

初年度は委嘱日から令和7年3月31日までの任用期間となります。次年度からは年度毎に委嘱し、最長で3年間となります。

ただし、地域おこし協力隊としてふさわしくないと市が判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を解くことがあります。

6 受入事業者、活動概要等

- (1) 受入事業者

株式会社みらいもりやま 21

(2) 活動概要

「住みよさ日本一」の守山を実現すべくつくられたまちづくり会社で、「地域の課題解決」と「郷土愛の醸成」をスローガンに、下記の4つの経営方針に基づき活動しています。

- ① 市民の夢を実現するよう「楽しく・前向きに」かつ「継続的に」取り組みます。
- ② 市民と一丸となって、また「市民の叡智を結集」して取り組みます。
- ③ 民間ならではの「スピード感」と「ノウハウ」を活かして取り組みます。
- ④ 市民・行政との役割分担の下、タウンマネジメント組織として企画・実行に取り組みます。

※詳細は、次の受入事業者のホームページを必ずご確認ください。

<https://miraimoriyama21.jp/>

(3) 活動条件

活動場所	株式会社みらいもりやま 21 および守山市内 ※活動内容に応じて、守山市外で活動いただく場合があります。		
活動時間	1 か月単位の勤務カレンダーにより定めます。 ただし、原則 8 時 45 分から 17 時 15 分（休憩 60 分）となります。		
活動日数	1 か月単位の変形労働時間制（1 か月平均週当たり 40 時間以内を想定）		
休日・休暇	勤務カレンダーにより個別に定める日および年末年始		
待遇・福利厚生	住居	・市内の住居を隊員自ら借り上げていただきます。 ・転居に要する経費については、自己負担としますが、家賃については予算の範囲内で一部負担します。 （上限 5 万円/月）	
	活動経費	・地域活動に必要な経費は、報酬とは別に活動費として予算の範囲内で支給します。 ・携帯電話やネット環境等通信費、光熱水費、生活用品等は対象外となりますので、活動に際し必要な場合は市と協議のうえ対象となるか決定します。	
	保険	・社会保険等に参加します。	
	兼業	・可（ただし、受入事業者および市の確認要）	

※原則、受入事業者の就業規則等に従うこと。

(4) 報酬

月額 350,000 円（想定年収 420 万円）

7 雇用形態、契約期間

- (1) 受入事業者の社員として雇用します。市との雇用契約はありません。
- (2) 雇用期間は委嘱期間と同様とし、年度毎に雇用契約を更新し、最長で 3 年間とします。

8 応募手続き

(1) 応募受付期間

令和6年9月2日（月）から10月18日（金）午後5時まで

守山市都市経済部商工観光課へ郵送または電子メールで応募してください。

（応募先）下記「11 担当課」宛

(2) カジュアル面談

応募に際し、随時カジュアル面談（オンライン）を実施していますので、相談やご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

(3) 提出書類

ア 守山市地域おこし協力隊（まちづくりコーディネーター）応募用紙

イ 企画提案書（様式自由。A4サイズ、最大4ページまで）

※第2次選考において、企画提案書に基づきプレゼンテーションを行っていただきますので、本募集要項および本市の取組や受入事業者の取組等を踏まえて、まちづくり分野の観点からご自由に作成ください。

ウ 住民票（写し可。3か月以内に取得したもの。）

エ 運転免許証（両面）の写し

(4) 選考方法

ア 第1次選考：【書類選考】

提出書類に基づき書類選考を実施し、選考の結果は文書で通知します。

※提出いただいた応募書類は返却いたしません。

イ 第2次選考：【対面による面接およびプレゼンテーション審査】

第1次選考合格者を対象に面接を行います。日時等詳細は、第1次選考結果と併せてお知らせします。選考の結果は文書で通知します。

(5) その他

- ・面接審査の前に「おためし地域おこし協力隊」事業を実施します。
- ・面接会場までの交通費等は応募者の自己負担となります。（実施場所：守山市役所）
- ・審査等の結果は公表しません。

9 おためし地域おこし協力隊

開催日	令和6年10月下旬（2泊3日） ※開催日や詳細については、選考状況および社会状況等を考慮のうえ決定し、決定後速やかに通知します。
ツアーの内容	・守山市の紹介 ・受入先の取組紹介および現地視察、意見交換会 ・プロジェクトの対象となる地域、エリアの視察・活動体験 ・地域で活用に取り組む団体等へのヒアリング ・市職員、地域住民等との交流会 ・地域おこし協力隊経験者との意見交換会

参加者が負担する経費	・ 守山市までの交通費 ・ ツアー当日の飲食費
------------	---

10 採用時期

令和6年12月1日以降

守山市および受入事業者と内定者との相談の上、決定します。

11 担当課

守山市都市経済部商工観光課 担当：寺本、藤井

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

TEL 077-582-1131

E-mail shokokanko@city.moriyama.lg.jp

12 サポート業務委託先

一般社団法人 しがごとまるごと協力隊ネットワーク

代表理事 藤田 彩夏

滋賀県東近江市百済寺町460-1

TEL 0749-31-3176

E-mail contact@shigagoto.jp

守山市地域おこし協力隊（農業部門）募集要項

1 目的

守山市は、琵琶湖の南東部に位置し、古くから中山道の宿場町である守山宿として栄えました。近年は、京都・大阪のベッドタウンとして発展し、住みよさランキング近畿編（※1）では、第6位になるなど、住みやすいまちとして多くの方から支持されています。

また、滋賀県内でも比較的温暖で冬期の降雪量も少なく、恵まれた気象条件を有していることなどから、市内で多様な農業が営まれています。

なかでも本市特産品である「モリヤマメロン」は、昭和52年（1977年）から栽培が開始された歴史と伝統のあるメロンであり、現在まで市内外の多くの方から愛されてきましたが、近年は、生産者の高齢化等に伴い担い手が不足している現状にあります。

そこで、農業に興味・関心があり、将来モリヤマメロンの担い手となっていただく方を「守山市地域おこし協力隊（農業部門）」として募集します。地域おこし協力隊員活動にあたっては、モリヤマメロン生産者の支援を受けて栽培技術を習得しながら、地域農産物の普及活動を行っていただきます。

また、活動期間終了後は、本市に定住し、モリヤマメロン部会（※2）に加入して、モリヤマメロンを中心に独立・就農していただきます。

※1 出典：都市データパック 2024（東洋経済新報社）

※2 令和6年7月末現在、モリヤマメロン生産者 19戸が所属。事務局は JA レーク滋賀。モリヤマメロンを生産・出荷する場合、部会への加入が必須となります。

2 募集人員

地域おこし協力隊（農業部門） 1名

3 活動内容

- （1）モリヤマメロン農家での実践的な栽培研修（モリヤマメロンおよび小松菜、春菊など）
- （2）地域農産物の周知・認知度向上に関する活動
- （3）守山市での移住就農に関するPR活動

4 応募資格

- （1）20歳以上で概ね40歳までの方
- （2）モリヤマメロン農家の元で最長3年間活動する意思がある方
- （3）採用後、生活の拠点を守山市に移すとともに守山市に住民票を異動することができる方
- （4）隊員として活動終了後は、守山市に定住し、モリヤマメロン部会に加入してモリヤマメロンを生産・出荷する意欲のある方（守山市で独立就農を目指す方）
- （5）地域活動に意欲を持って積極的かつ誠実に活動できる方
- （6）3大都市圏内の地域（条件不利地域を除く）または3大都市圏外の地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の地域（条件不利地域を除く）に現に住所を有する方

- (7) 普通自動車運転免許を保有している方（採用日までに取得見込を含む）
- (8) Word、Excel 等の一般的なパソコン操作および SNS 等を用いる情報発信に必要な一般的な操作ができる方
- (9) 心身ともに健康で、地方、地域の特性を尊重し、所属団体や地域とのコミュニケーションを積極的に図られる方
- (10) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
- (11) モリヤマメロンに興味があり、熱意をもって活動する意思のある方

5 雇用形態

- (1) 守山市地域おこし協力隊として守山市長が委嘱します。
- (2) 隊員は個人事業主として活動し、市との雇用関係はありません。
- (3) 初年度は委嘱日から令和 7 年 3 月 31 日までの任用期間となります。次年度からは年度毎に委嘱し、最長で 3 年間となります。
また、協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

6 勤務地

滋賀県守山市内（モリヤマメロン生産者圃場）
※勤務地外で活動いただく場合もあります

7 勤務日数等

月 160 時間程度

※1 日あたり 7 時間 45 分、月 20 日間活動を想定しています。
※農繁期・農閑期で活動時間等は変動します。

8 活動開始予定時期

令和 6 年 12 月 1 日以降

※守山市、関係者および内定者との相談の上、決定します

9 報酬等

(1) 報酬

月額 232,000 円

※時間外勤務手当および退職手当の支給はありません。

(2) その他待遇

- ①国民健康保険、国民年金は自己負担で加入してください。
- ②パソコンなどの事務機器はご自身で用意してください。

10 活動経費

活動に要する経費は、上記の報酬とは別に予算の範囲内で支給します。

(1) 家賃

住居は隊員自身で確保していただきますが、月額 50,000 円を限度に市が家賃を補助します。なお、敷金・礼金、共益費、生活用品や光熱水費等については、隊員の自己負担となります。

(2) その他経費

上記以外の対象となる活動経費は、例として以下に示すものとします。活動に際し必要な場合は市と協議のうえ、対象となるかを決定します。

①対象となるもの（例）

- ・研修に要する経費（消耗品や作業道具の購入等を含む）
- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・定住に向けて必要となる研修、資格取得等に要する経費
- ・定住に向けて必要となる環境整備に要する経費

②対象経費とならないもの（例）

- ・土地、建物の購入費
- ・高額な物品購入費
- ・個人の資産となる経費

11 応募方法

(1) 応募受付期間

9月2日（月）～10月18日（金）17時必着

守山市都市経済部農政課へ郵送またはEメールで応募してください。

(2) 応募書類

- ①守山市地域おこし協力隊（農業部門）応募用紙
- ②住民票の写し（3か月以内に取得したもの。）
- ③運転免許証（両面）の写し

(3) 応募先

〒524-8585

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号 守山市都市経済部農政課

E-mail : nosei@city.moriyama.lg.jp 担当者：木下・山元

12 選考について

(1) 第1次選考：【書類審査およびオンライン面談】 ※10月中頃～下旬

提出書類に基づき書類選考を行います。選考の結果は文書で通知しますが、提出いただいた応募書類は返却いたしません。

また、応募者および関係者（市やモリヤマメロン部会員等）と15～30分程度オンライン面談を実施します（ZOOMを予定）。

(2) 第2次選考：【面接審査】 ※11月上旬

第1次選考合格者を対象に面接を行います。日時等詳細は、第1次選考結果と併せてお知らせします。なお、選考の結果は文書で通知します。

また、面接審査の前に「お試し地域おこし協力隊」事業を実施し、実際に受入れ農家の元で

就農体験をしていただきます。

※面接会場までの交通費等は応募者の自己負担となります（実施場所：守山市役所）

※審査等の結果は公表しません

■「お試し地域おこし協力隊」について

・実施時期：10月下旬頃（2泊3日）

・実施内容：就農体験

※交通費および飲食費は自己負担となります

13 お問い合わせ先

守山市都市経済部農政課 担当者：木下・山元

電話：077-582-1130（直通）

E-mail：nosei@city.moriyama.lg.jp